

# 第1章 正しい気象観測を行うために

気象の観測成果は、防災や環境監視、交通安全、電気事業など公共の福祉に資する様々な分野で利用されています。

我が国では、公共の福祉の増進を目的として気象業務法が施行され、観測方法の統一及び観測精度の確保が図られています。

この資料では、正しい気象の観測を行うために必要な知識を解説します。

## 1. 気象の観測を行う際に必要なこと

気象の観測を行う際には、

- ① 観測施設の届出
- ② 検定に合格した測器の使用 が必要です<sup>(※)</sup>。

※次の観測については、例外として届出・検定の必要はありません。

- ・研究や教育を目的とした観測
- ・建物や坑道の内部等の特殊な環境下での観測
- ・臨時(概ね1ヶ月未満)の観測 など

詳しくは第3章の「気象観測の技術上の基準と制度 (15～17頁)」をご参照ください。

## 2. 観測施設の届出

観測施設を設置した際は、①～⑦の項目について届出が必要です（たとえば、岡山に事業所を置く機関が鳥取県内に観測施設を設置した場合の届出先は、鳥取地方気象台になるなど、県内事業者が必ずしも県内だけに観測施設を設置するとは限らないため）。

①氏名又は名称及び住所

②観測施設の名称

③観測施設の所在地

④観測の目的

⑤観測施設の明細

⑥観測の種目及び時刻

⑦観測の開始日

※気象測器の検定有効期間の写し（右図参照）を添付して下さい。

届出書（次頁に見本）は、施設の設置から30日以内に、その設置した管轄区域を担当する気象台長に必要な書類を持参、郵送、FAXの何れかにより提出して下さい。国土交通省オンライン申請システム

証書 第00-00000号	
検 定 証 書	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
財団法人 気象業務支援センター (気象庁長官登録検定機関)	
印	
気象測器名	転倒ます型雨量計の感部
製造者名	〇〇〇〇
型 式	〇〇〇〇
製造年月	〇〇〇〇
製造番号	〇〇〇〇
上記の気象測器は、気象業務法第28条の規定により検査した結果、同条第1項の基準に適合するものであることを証明する。ただし、同法第31条並びに気象測器検定規則第15条第1項及び第2項の規定により、検定の有効期間は5年とする。	

「<http://www.goa.mlit.go.jp/>」でも受付けています。

**観測施設の届出見本 申請書様式と記載例**  
(届出数が多い場合は、別紙一覧としていただいても結構です。)

**気象観測施設設置届出書**

1. 氏名又は名称及び住所  
＜設置者又は設置事業者・管理者の氏名又は名称及び住所を記載して下さい＞  
例：□□管理事務所 ○○県○○市○○1-2-3
2. 事業所の名称及び所在地  
＜観測施設の名称及び所在地を記載して下さい＞  
例：△△雨量観測所 ○○県○○市△△4-5-6
3. 観測施設の所在地  
＜観測施設の所在地及び緯度・経度（世界測地系）・標高(m)を記載して下さい＞  
例：○○県○○市△△4-5-6 北緯 35 度 0 分 0 秒 東経 140 度 0 分 0 秒  
(世界測地系) 標高 100m
4. 観測の目的  
例：防災のため
5. 観測施設の明細  
例：転倒ます型雨量計
6. 観測種目及び時刻  
例：降水量 毎正時観測 (24 回/日)
7. 観測の開始期日  
例：平成 22 年 8 月 1 日

上記のとおり、気象業務法第 6 条第 3 項及び気象業務法施行規則第 2 条第 1 項の規定により届出いたします。

平成 22 年 8 月 20 日

岡山地方気象台長 殿  
届出者 ○○県□□管理事務所××課 課長 気象 太郎

### 3. 気象測器検定に合格している測器の使用

気象の観測精度を確保するため、観測には検定に合格した測器を使用する必要があります。また、有効期間のある測器は有効期間内に再検定を受けるか検定に合格している測器に交換する必要があります。

検定では、測器が一定の構造及び性能を有し、観測精度が維持されていることを確認します (18 頁参照)。

#### **【検定の有効期間(検定証書で確認出来ます)】**

気象測器の測定原理、感部部分の素材、可動部の有無、屋外での使用など耐久性を考慮し、検定の有効期間を定めています。雨量計や風速計は 5 年、温度計、湿度計、積雪計は有効期間が無期限となっています。

## 4. 雨量計・積雪計の「簡易な検定受検方法」について

型式証明\*<sup>1</sup>された転倒ます型雨量計と積雪計は、認定測定者制度\*<sup>2</sup>を利用することで、検定に係る経費の軽減や期間の短縮を図ることが出来ます。

\*<sup>1</sup> 気象庁があらかじめ構造を検査し、「型式証明」した気象測器

\*<sup>2</sup> 気象庁が型式証明をした気象測器について、適正な検査設備と基準となる測定器を持ち、適正な方法により器差の測定を行う能力がある者を認定する制度